



2020年11月24日

各位

会社名 株式会社 長 大
代表者名 代表取締役社長 永治 泰司
(東証第一部 コード番号 9624)
問合せ先 取締役上席執行役員 塩釜 浩之
経営企画本部長
(TEL 03-3639-3301)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年11月24日に開催した取締役会において、2020年12月18日開催予定の当社第53回定時株主総会の議案として、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議し、承認されたため、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第12条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本総会において本株式移転計画の承認に関する議案が承認可決され、かつ、2021年10月1日をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は持株会社1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。

そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第12条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第13条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、本総会において本株式移転計画の承認に関する議案が原案どおり承認可決されること、並びに2021年9月30日の前日までに本株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2021年9月30日にその効力を生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年12月18日
定款変更の効力発生日	2021年9月30日

以上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条～第11条（条文省略） <u>（基準日）</u> <u>第12条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u> <u>ことができる。</u></p> <p>第13条～第51条（条文省略）</p>	<p>第1条～第11条（現行どおり） （削除）</p> <p>第12条～第50条（現行どおり）</p>

(ご参考)

2021年9月期（2020年10月1日～2021年9月30日）の剰余金の処分（期末配当）につきましては、現行定款第48条（本定款変更後の第47条）に従い、2021年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様または登録株式質権者様に対し、当社からお支払いする予定であります。尚、このときの1株あたり配当金の算出方法は、2019年9月6日付「配当政策の変更及び配当予想の修正に関するお知らせ」にある基本方針に基づき、1株当たり配当額40円と、配当性向25%に基づく配当額の高い方を目安といたします。

以上